

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。

保険料の免除制度を「活用ください」

経済的に保険料が納められない方に「申請免除」制度

国民年金には保険料の免除制度があります。収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に難しいときは、免除制度をご活用ください。

全額免除された期間は、将来年金を受け取る際に2分の1を受け取ることができません。ただし、手続きせずに未納だったり、一部免除が承認された期間を未納にしていた場合は年金を受け取ることができません。申請には、本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）、世帯主のそれぞれの前年所得などの審査があります。令和4年7月分から令和5年6月分の保険料の免除申請は、7月から受け付けます。申請から2年1カ月前までの期間について、遡って申請することも可能です。

国民年金の保険料を納めるのが難しい方に知ってほしい4つの制度

- ◆申請の前に：
 - 申請は、原則毎年必要です。
 - 失業などにより離職票または雇用保険受給資格者証をお持ちの場合は、ご持参ください。
 - 不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されません。
 - 申請前に納付された保険料は、将来受け取る年金額に反映され、お返しすることができません。
 - 口座振替を利用している方は、金融機関、住民課町民生活グループまたは年金事務所窓口で口座振替辞退の届け出をしてください。承認期間が終了した後、口座振替を希望される方は再度口座振替納付申出書の提出が必要です。
 - 前年の所得が未申告の方は、住民課事務グループで所得の申告を済ませてください。前年の所得がなかった方も申告をお願いします。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少や減少の見込みがあり保険料の納付が困難な方へ
 - 臨時特例措置として申請する場合、本人申告の所得の申立書が必ず要です。
 - 申請できる期間は申請書を受理した月から2年1カ月前までです。

50歳未満の方に「納付猶予」制度

50歳未満の方（学生以外）で、本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）の前年所得などが一定以下の場合、保険料の納付が猶予されます。老齢年金の受給資格の期間に反映されませんが、年金額へは反映されません。

20歳以上の学生さんに「学生納付特例」制度

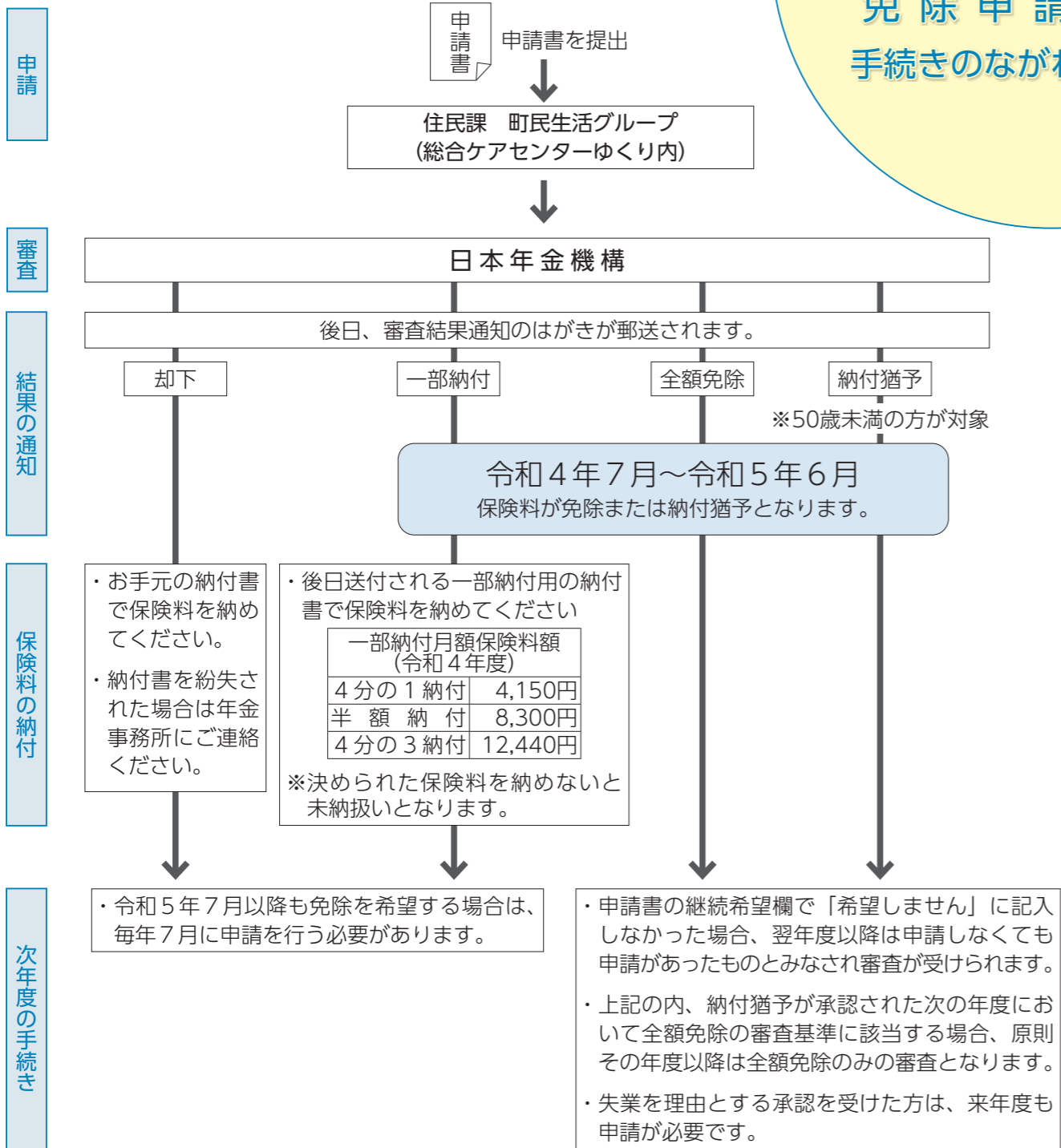
学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故

障害基礎年金や生活保護を受けている方に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生年金の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立保養所などに入所している方は、保険料が免除されます。

※法定免除に該当する方でも保険料の納付を申し出ること、前納や口座振替を利用して保険料を納めることができます。

免除申請 手続きのながれ



令和4年度の国民年金保険料
月額16,590円

納付は口座振替が便利です。また、前納すると割引があります。詳しくは、住民課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）まで。

相談・問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
受付時間 月曜～金曜日 8時30分～19時 第2土曜日 9時～16時
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。
住民課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎26-7871
日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135